

A2 訪問型サービス(緩和A)サービスコード表(平成27年4月1日以降に訪問型サービスAの指定を受けた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 単位 日割の場合 ÷ 30.4日 単位 (2)1週に2回程度の場合 単位 日割の場合 ÷ 30.4日 単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 ※1月の中で全部で13回以上 2,613単位 日割の場合 ÷ 30.4日 86単位		1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割			1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212			1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス/213			2,613	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割			86	1日につき
A2	2421	訪問型独自サービス/221	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 201単位 (2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 単位 (二)所要時間45分以上の場合 単位 (3)短時間の身体介護が中心である場合 単位		1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス/222				
A2	2631	訪問型独自サービス/223				
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2				
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 単位減算 (2)1週に2回程度の場合 単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 単位減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 単位減算 (2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 単位減算 (二)所要時間45分以上の場合 単位減算 (3)短時間の身体介護が中心である場合 単位減算		1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21			1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22				
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間				
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 単位減算 (2)1週に2回程度の場合 単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 単位減算 日割の場合 ÷ 30.4日 単位減算 ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 単位減算 (2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 単位減算 (二)所要時間45分以上の場合 単位減算 (3)短時間の身体介護が中心である場合 単位減算	-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22				
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間				
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		所定単位数の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) (2)生活機能向上連携加算(II)	単位加算	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		単位加算		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	単位加算	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算 (1)介護職員等処遇改善加算(I)イ (2)介護職員等処遇改善加算(I)ロ (3)介護職員等処遇改善加算(II)イ (4)介護職員等処遇改善加算(II)ロ (5)介護職員等処遇改善加算(III) (6)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		所定単位数の170/1000 加算		

※網掛け部分は使用しません